

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年1月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000257 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000083 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成8年5月11日から同年4月1日に、喪失年月日を同年7月28日から同年8月2日に訂正し、同年4月及び同年7月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成8年4月1日から同年5月11日までの期間及び同年7月28日から同年8月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成8年4月1日から同年5月11日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、同年7月28日から同年8月2日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成7年5月20日から同年9月1日まで
② 平成7年12月16日から平成8年4月1日まで
③ 平成8年4月1日から同年9月1日までのうち、同年4月、同年7月
及び同年8月
④ 平成8年10月1日から平成9年4月1日まで
⑤ 平成14年4月1日から平成17年10月1日まで
⑥ 平成15年6月30日
⑦ 平成15年12月31日
⑧ 平成16年6月30日
⑨ 平成16年12月31日
⑩ 平成17年6月30日

請求期間①について、A社に平成7年4月に入社し、同年8月に退社しているが、年金の記録では同年4月の1か月のみの加入記録になっているので、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

請求期間②について、B社で平成7年9月から平成8年3月まで勤務していたが、年金の記

録では平成7年9月から同年11月までの加入記録になっているので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

請求期間③について、平成8年3月いっぱいでB社を辞め、翌月から同年8月までの5か月間、再度、A社に勤務したが、年金の記録では同年5月及び同年6月の2か月のみの加入記録になっているので、同年4月、同年7月及び同年8月を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

請求期間④について、C社に平成8年10月から平成9年3月まで社会保険に加入していた記録が家計簿に残っており、派遣先のD市の工事現場で事務員をしていた。健康保険証は送られてこなかったが、厚生年金保険料が給与から控除されていたので厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

請求期間⑤から⑩について、平成12年10月から平成17年9月までE社が経営していた「F」というG市のバーで正社員のキャッシャーとして売上計算、給与計算のほか、清掃などの仕事をしていた。健康保険証は送られてこなかったが、同社が社会保険に適用された平成14年4月から厚生年金保険料が給与から控除されていたので、請求期間⑤を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。また、在職中に支払われた請求期間⑥から⑩までの賞与の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間③について、請求者及び同僚から提出されたA社に係る給料支払明細書、健康保険組合の被扶養者記録並びに雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間のうち平成8年4月1日から同年8月2日までの期間について、同社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、平成8年4月及び同年7月に係る標準報酬月額については、上記の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額及び日本年金機構の回答から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、請求期間③について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）及び厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、当時の資料を保管しておらず不明と回答しているが、事業主が請求者の請求期間③のうち平成8年4月1日から同年5月11日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が雇用保険の資格取得年月日である同年5月11日と一致しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日とする資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者の請求期間③のうち平成8年7月28日から同年8月2日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり事業主は当

該期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付についていずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間③のうち、平成8年8月2日から同年9月1日までの期間について、請求者のA社に係る雇用保険の離職年月日は、同年8月1日と記録されている上、オンライン記録により、請求者の健康保険被保険者証（以下「健康保険証」という。）は、同年8月7日に資格喪失届に添付の上回収処理されていることが確認できることから、当該期間について請求者がA社に勤務していたことを確認することはできない。

また、請求期間①について、オンライン記録により、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日（以下「資格喪失年月日」という。）は平成7年5月20日と記録されているが、請求者は、同社には同年8月末日まで勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていた旨主張している。

しかしながら、事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳、出勤簿等の資料は処分したため、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨陳述及び回答しており、請求者の請求期間①に係る雇用保険の加入記録も確認できないほか、オンライン記録により、請求者の健康保険証は、平成7年6月7日に資格喪失届に添付の上回収処理されていることが確認できることから、請求期間①について、請求者がA社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

2 請求期間②について、オンライン記録により、B社の資格喪失年月日が平成7年12月16日と記録されているが、請求者は、同社には平成8年3月末日まで勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていた旨主張している。

しかしながら、B社の閉鎖事項全部証明書によると、当該事業所は平成16年7月15日に解散していることが確認できるところ、同社の元事業主は、同社に関する資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除について不明である旨回答及び陳述している上、請求者の請求期間②に係る雇用保険の加入記録も確認できないほか、オンライン記録により、請求者の健康保険証は、平成8年1月22日に資格喪失届に添付の上回収処理されていることが確認できることから、請求者が請求期間②について、同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

3 請求期間④について、請求者は、C社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録がないが、同社には平成8年10月1日から平成9年4月1日まで勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録により、C社は平成15年10月31日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同社の元事業主は、請求者とは面識がないほか、同社は、

平成 15 年に破産宣告を受けており、その後は人事給与年金等の資料の行方が全くわからず、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除について確認することができない旨回答している。

また、請求者は、請求期間当時、C社の派遣先の事業所で勤務していたが、C社から派遣された者は請求者のみであった旨陳述していることから、請求者の同社に係る勤務実態について同僚に照会することができない上、請求者の請求期間④に係る雇用保険の加入記録も確認できないことなどから、請求者が請求期間④についてC社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

4 請求期間⑤について、請求者は、E社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録がないが、同社が経営するバー「F」に平成 14 年 4 月 1 日から平成 17 年 10 月 1 日まで勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録により、E社は平成 22 年 5 月 8 日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同社の元事業主は、請求者を記憶していないと陳述していることから、請求者の具体的な勤務形態及び請求者の給与から事業主が厚生年金保険料を控除していたかどうかについて確認することができない。

また、E社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったが、「F」に勤務していた女性スタッフのことについて記憶していない旨回答している上、請求者の同社に係る雇用保険の加入記録も確認できないことから、請求者が請求期間⑤について同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

さらに、請求者は、E社に勤務していた期間に、請求期間⑥から⑩までの賞与が事業主から支払われ、厚生年金保険料が控除されていた旨主張し、当該賞与額が一部記載された手帳（当該手帳にはボーナスと記載されており、社会保険料控除額の記載はない。）を提出しているものの、前述のとおり、請求期間⑤は厚生年金保険法における厚生年金保険被保険者期間として認められないことから、請求期間⑤に支払われたと主張している請求期間⑥から⑩までの賞与についても、事業主により厚生年金保険法に定める賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されたと認めるることはできない。

5 なお、請求者は、本訂正請求に当たり請求者自身が各請求期間当時に記載したとする家計簿（収入、控除及び手取りの 3 項目が記載されている。）などの資料（上記 1 の給料支払明細書を除く。）を提出しているが、いずれの資料からも各月の具体的な給与額及び厚生年金保険料額が記載されていないことから、当該資料をもって、請求期間①、②、④、⑤及び請求期間③のうち平成 8 年 8 月 2 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る各請求対象事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することは困難である。

このほか、請求者が請求期間①、②、④、⑤から⑩までの期間について、事業主により給与又は賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、給与及び賞与の振込先である金融機関の取引明細についても確認できない上、請求者の請求期間当時の住所地であるH市は、請求期間に係る課税資料について、保存期間経過のため提出できない旨陳述していることなどから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、上記請求期間①、②、④、⑤から⑩までの期間及び請求期間③のうち平成8年8月2日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000295 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000082 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年7月25日の標準賞与額を45万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成15年7月25日の標準賞与額を上記1の訂正後の標準賞与額から56万円に訂正することが必要である。

なお、平成15年7月25日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年7月25日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたはずであるが、事業所が賞与支払届の提出を失念していた。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求者に係る平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）及び事業主の陳述により、請求者は、請求期間において事業主から56万円の賞与を支給され、標準賞与額45万2,000円に見合う厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿により推認できる厚生年金保険料控除額から 45 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 前述の源泉徴収簿及び事業主の陳述により、請求者は、請求期間に A 社から 56 万円の賞与を支給されたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を上記 1 の訂正後の標準賞与額から 56 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。